

兵庫県立龍野北高等学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は兵庫県立高等学校学事通則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第15号）第18条に基づき、兵庫県立龍野北高等学校（以下、「本校」という。）の管理、運営その他の必要な事項について定めるものとする。

(科、課程、学科及び生徒定員)

第2条 本校の科、課程、学科及び生徒定員は次のとおりとする。

科、課程	学 科	生 徒 定 員
全 日 制	電気情報システム科	兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）第2条別表に掲げるとおりとする。
	環境建設工学科	
	総合デザイン科	
	総合福祉科	
	看護科	
定 時 制	商業科	
専 攻 科	看護専攻科	

2 定時制の課程については、別途学則を定めるものとする。

3 看護科及び看護専攻科の5年間で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく看護師養成教育を行うものとする。

(修業年限)

第3条 本校の修業年限は次のとおりとする。

全日制課程 3年

専攻科 2年

第2章 学年、学期及び休業

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 全日制課程の学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

2 専攻科の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 学校創立記念日
- (4) 春季休業日 3月24日から 4月 7日まで
- (5) 夏季休業日 7月21日から 8月31日まで
- (6) 冬季休業日 12月25日から 翌年1月 7日まで
- (7) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め、兵庫県教育委員会（以下、「県委員会」という）の承認を得た日

2 校長は、兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）第5条第2項及び第3項の規定に基づき、休業日を変更することができる。

第3章 教育課程及び教科用図書

(教育課程)

第7条 教育課程は、兵庫県高等学校の管理運営に関する規則（昭和25年兵庫県教育委員会規則第4号）第12条の規定に基づき、県委員会に届け出たものとする。

2 看護科及び看護専攻科については、前号の規定に加えて、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基準により、教育課程を編成する。

(教科用図書)

第8条 教科用図書は、次に掲げるもののうち、県委員会が採択したものを使用する。

- (1) 文部科学大臣の検定を経た教科用図書
- (2) 文部科学大臣において、著作権を有する教科用図書

2 前項の教科用図書以外の図書その他教材で、有益かつ適切と認められたものは、これを使用することができる。

第4章 単位の履修、卒業等

(単位の履修)

第9条 履修する教科・科目の単位は、第7条に定める教育課程のとおりとする。

(単位の認定)

第10条 校長は、生徒が本校の定める教育計画に従って教科・科目を履修し、当該年度または学期末におけるその成果が、その教科・科目の目標からみて満足できるものと認めた場合、当該年度または学期末において、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、留学生徒については別に定める。

(卒業の認定)

第11条 校長は、本校の定める教育課程を修了し所定の単位を修得した者で、特別活動の成果をその目的からみて満足できると認められる生徒について、卒業を認定する。

(卒業の時期)

第12条 卒業の時期は、原則として最終学年の3月とする。ただし、第21条の2項において校長が留学を許可した生徒についてはこの限りではない。

(卒業証書)

第13条 校長は、全日制の課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書(様式第1号)を授与する。

2 校長は、専攻科を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書(様式第2号)を授与する。

(証明書の交付)

第14条 校長は必要と認めた者に対し、次に掲げる証明書を交付する。

- (1) 卒業証明書 (様式第3号)
- (2) 卒業見込証明書(様式第4号)
- (3) 在学証明書 (様式第5号)
- (4) 単位修得証明書(様式第6号)
- (5) 生徒証 (様式第7号)
- (6) その他必要と認める証明書

第5章 入学、休学、転学、留学等

(入学の許可)

第15条 入学は、校長が許可する。

2 入学者の選抜は、県委員会が定める当該年度の兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱により行う
(入学許可の時期)

第16条 第1学年に入学を許可する時期は、4月1日とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(入学資格)

第17条 本校第1学年に入学を許可することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他、校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 看護専攻科に入学を許可することができる者は、本校看護科を卒業している者及び5年一貫の看護師課程を設置している高等学校を卒業した者で保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、看護師養成の教育課程のうち一定の課程を修了した者とする。

(通学区域)

第18条 本校の通学区域は「兵庫県高等学校の通学区域に関する規則」による。

(編入学)

第19条 第1学年の途中または第2学年以上に編入学をすることができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

2 前項の編入学をしようとする者は、前条の規定に準じて編入学願書(様式第8号)を校長に提出しなければならない。

3 前項の編入学はやむを得ない理由があつて本校教育活動に支障がないと認める場合に限り、選考のうえ校長が許可する。

(転学)

第20条 本校から他の学校に転学しようとする生徒は、保護者と連署した転学願(様式第9号)を校長に提出して、許可を受けなければならない。

2 他の学校から本校に転学しようとする生徒は、前項の規定に準じて転学願を校長に提出しなければならない。

3 前項の転学は校長が教育上支障がないと認めるときは、校長は転学を許可することができる。

(留学)

第21条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、保護者と連署した留学願(様式第10号)に事由を記し、校長に願い出なければならない。

2 校長は教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。

3 留学中の生徒が復帰する時は、その事由を記した書面を提出して、校長の許可を受けなければならない。

4 留学に関する取扱いは別途定める。

(出席停止)

第22条 伝染病にかかり、又はおそれのある生徒に対し、校長は学校医又は保健所長の意見を聞いて、出席停止を命ずることができる。

(休学)

第23条 病気その他やむを得ない事由により3月をこえて出席することができないため休学しようとする生徒は、保護者と連署した休学願(様式第11号)に医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長は、特別の事情があると認めるときは、2年を超えない範囲で、その期間を延長することができる。

(復学)

第24条 休学の期間内にその事由が消滅し復学しようとする生徒は、保護者と連署した復学願(様式第12号)に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に願い出なければならない。

2 前項の場合において、校長は教育に支障がないと認めたときは、復学を許可することができる

(退学)

第25条 疾病その他の事情により退学しようとする生徒は、保護者と連署した退学願(様式第13号)をもって、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の理由が正当であると認めるときは、退学を許可することができる。

(死亡等の届出)

第26条 生徒が死亡したときは、保護者は、死亡届（様式第14号）をすみやかに校長に提出しなければならない。

2 生徒が住所又は氏名を変更したときは、保護者は、生徒住所（氏名）変更届（様式第15号）をすみやかに校長に提出しなければならない。

第6章 後見する者、宣誓等

(後見する者)

第27条 保護者は生徒の入学とともに後見する者を定め、誓約書（様式第16号）に連署し、校長に届け出なければならない。なお、生徒が成人であっても同様とする。

2 前項の後見する者は校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む成年者で、学校に対して、当該生徒に対する責任を負うことができる者とする。

3 後見する者または保護者の住所を変更したときは、すみやかに後見する者（保護者）住所変更届（様式第17号）を校長に提出しなければならない。

(宣誓等)

第28条 入学を許可された生徒は、入学許可の日から10日以内に、宣誓書（様式18号）とともに、保護者及び後見する者が連署した誓約書（様式16号）その他必要な書類を、校長に提出しなければならない。

2 保護者又は後見する者が死亡その他の事由により欠けたときは、すみやかにこれにかわる者を定め、前項の規定に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。

第7章 賞罰

(表彰)

第29条 校長は、学業、人物その他について、優秀な生徒を表彰することができる。

2 前項の規定により表彰した生徒のうち、特に必要と認める者については、校長は、その生徒の氏名及び事由を県委員会に報告するものとする。

(懲戒)

第30条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓戒の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

第8章 授業料、入学料その他の費用徴収

(授業料等の徴収)

第31条 授業料、入学料その他の費用徴収の額及び方法は、「兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年条例第47号）」の定めるところによる。

(授業料の減免)

第32条 生徒の授業料の減免については、「兵庫県立高等学校の授業料等の免除及び減額に関する規則（昭和36年兵庫県教育委員会規則第18号）」の定めるところによる。

第33条 校長は、授業料を所定の期日から3月を経過してもなお、正当な理由がなく納付しない生徒に対し、出席停止を命ずることができる。

第9章 補則

第34条 この学則の施行に関し必要な事項及び諸様式は別に定める。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

様式第1号	卒業証書	省略	(兵庫県立高等学校学事通則による)
様式第2号	卒業証書	〃	(兵庫県立高等学校学事通則による)
様式第3号	卒業証明書	〃	
様式第4号	卒業見込証明書	〃	
様式第5号	在学証明書	〃	
様式第6号	単位修得証明書	〃	
様式第7号	生徒証	〃	
様式第16号	後見する者	〃	

令和2年3月9日一部改定。